

令和元年度

第 2 回

区 長 会 資 料

(資料編)

- 令和2年度新役員名簿の提出について・・・P1～P3
- 令和2年度事業計画書について・・・P4
- 緊急時の連絡体制について・・・P5～6
- 村づくり座談会について・・・P7
- 生ごみの液肥化への取り組みについて・・・P8
- 集落ごみステーション等の整備について・・・P9
- マイナンバー（個人番号）制度について・・・P10
- 除雪作業の協力について・・・P11
- 集落向け補助制度一覧表・・・P12～P20

と き

令和元年11月29日(金)

午後6時30分～

ところ

中央公民館 大集会室

令和元年 11月29日

区長（自治会長）各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

令和2年度新役員名簿の提出について（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落内の役員さんも改選されることと思いますが、新区長さんにつきましては、文書発送の都合もありますので、電話等で連絡をいただきますようお願いいたします。

また、他の役員さんにつきましては、決まり次第、別紙役員報告書に記入のうえ提出していただきますよう併せてお願いいたします。

本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、今後ともご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

総務課	電話 76-0201	FAX 73-0147
船岡住民課	電話 72-0044	FAX 73-0290
八東住民課	電話 84-1222	FAX 84-2818

配布枚数	枚	集落内の班数	集落名
各集落公民館等への保存分は含めないでください。		班	区長 (自治会長)

令和2年度新役員報告書

役員名	氏名	性別		任期(就任年月日)	該当地域
		男性	女性		
区長(自治会長)	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
公民館長	住所			令和 年 月 日 から	船岡八東
	電話			令和 年 月 日 まで	
農事実行組合長	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
婦人会長(世話役)	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
体育委員	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
健康づくり推進委員	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
自警団長	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
老人クラブ会長	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
人権教育部落推進員 (同和教育部落推進員)	住所			令和 年 月 日 から	郡家船岡
	電話			令和 年 月 日 まで	
環境美化推進員	住所			令和 年 月 日 から	全町
	電話			令和 年 月 日 まで	
交通安全推進員 (交通安全協会)	住所			令和 年 月 日 から	八東
	電話			令和 年 月 日 まで	

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職について性別の記載(○印)をお願いします。

役員名	氏名	性別	
		男性	女性
副区長			
会計			

※ 役員が複数名になる場合は裏面の追加欄に記入してください。

※ 役員の報告は名簿の提出をお願いします。(開庁時間外に各庁舎へ持参される場合は、宿日直へ預けてください。)

FAX先 総務課73-0147 船岡住民課73-0290 八東住民課84-2818

(新役員報告書追加欄)

役 員 名	氏 名	性 別		任 期 (就 任 年 月 日)				
		男性	女性					
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							
				令和	年	月	日	から
	住所			令和	年	月	日	まで
	電話							

令和 年 月 日

令和2年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名 ()
 区長（自治会長）名 ()

区 分	施 設 名	計 画 内 容
① 集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等 3	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円等
② 消防施設整備補助	<記載例>ホース〇本	<記載例>〇〇円×〇本 概算事業費〇万円 等
③ 防犯灯設置補助	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
④ カーブミラー	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等

※ 来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。来年度の予定をご記入ください。

※ この事業計画書を提出していただいた集落には、4 月に「補助申請の案内文書」をお送りします。折返し、事業実施前に申請書の提出をお願いします。

※ 事業実施の際には事前に担当課へ相談願います。

※ 計画書は、令和2年1月15日(水)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出願います。詳しくは、総務課（76 - 0201）へお問い合わせ願います。

令和元年11月29日

区長（自治会長） 各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

緊急時の連絡体制について（依頼）

初冬の候、皆様には益々ご清栄のことと存じます。

日頃から、集落における防災・減災体制、また自主防災組織の運営にご尽力をいただきありがとうございます。

昨今の異常気象や地震の発生などは、我々の生命・財産を脅かし、甚大な被害を巻き起こしていますが、本年は度重なる台風により多くの人命や多くの被害が発生しました。

また、本年度も防災訓練等において、防災意識の高揚に努めていただきありがとうございました。今後も引き続きよろしくお願いします。

新年度の集落体制が決まり次第、お手数ですが緊急時の町との連絡体制として、別紙1により下記提出先に提出していただきますようお願いいたします。

提出先 総務課防災室、船岡住民課、八東住民課
又は FAX 0858-73-0147 へお願いします。

担当者：総務課防災室 片山
電話 76-0203

【別紙1】

総務課防災室あて

(FAX: 0858-73-0147)

提出日 令和 年 月 日

集 落 名

区長名 (自治会長)

八頭町と集落との連絡体制(網)について

災害等の緊急時において、区長様が不在の時は、優先順位に基づき連絡させていただきます。

連絡者の優先 順位・役職名	氏 名	連絡先	備考
1. 区長 (自治会長)		① (携帯)	
		② (自宅)	
2.		① (携帯)	
		② (自宅)	
3.		① (携帯)	
		② (自宅)	

連絡先は、①携帯電話、②自宅電話でお願いします。

役職、氏名、連絡先は、役場総務課に報告していただきました役員名簿からでも再確認させていただきます。

また、提出していただきました情報は、目的以外には使用しません。

※ 新体制が決まり次第、ご提出をお願いします。

村づくり座談会 申込書

令和 年 月 日

八頭町長 様

集落・自治会等名称

区長名又は

自治会長等代表者名

印

次のとおり村づくり座談会を申し込みしたいので、八頭町村づくり座談会実施要綱第2条の規定により申し込みます。

希 望 日 時	☐ 第1希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ☐ 第2希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
開 催 会 場	(所 在 地) 八頭町 (施 設 名) 集落公民館・改善センター 等
参加予定人数	人
連 絡 先	(住 所) 八頭町 (氏 名) 区長・自治会長等 (電話番号) 自宅・携帯() -
内 容	特に議題としたいテーマがありましたらご記入ください。
受 付 日 *(町記入欄)	令和 年 月 日 【受付担当者: 】

○生ごみの分別回収による液肥への取組について

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

平成19年度から20年度にかけてモデル地区を設置し、本格的に実施したところ、多くの皆様方から好評を得て、現在、54集落まで実施エリアを拡大することができました。

この事業の実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課まで連絡をお願いします。日程等を調整して、集落への説明会を開催させていただきます。

○実施日 週に2回（可燃ごみ収集日と同一）回収。 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布します。
 - ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
 - ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをお願いします。
 - ・週に2回（可燃ごみと同一日）回収されますので、収集日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
 - ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。
- ※生ごみとして出せないごみは、パンフレットをご覧ください。



家庭用のバケツ（13リットル）



ステーション用のバケツ（約50ℓ）
ねじってフタを閉めるタイプなので、
猫等が開けることができません。

○お願い

集落で実施世帯数が増えたりした場合は、連絡をお願いします。必要なバケツ、資料等は準備させていただきますので、ご協力願います。

○ 集落ごみステーション等整備事業補助金について

清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的として、集落のごみステーション等を整備する事業に助成する制度です。

現在、設置されているごみステーションは、集落によりましては、設置してから相当年数が経過し、更新、修繕、移設の必要があるところもあるかと思われますので、助成事業を活用していただきたいと思います。

また、ごみカゴ(缶・ビン、小型破碎用)が壊れている、不足しているなどは、町民課へ連絡をいただきましたらお渡しします。

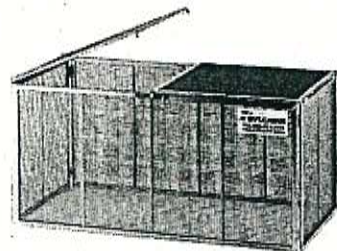
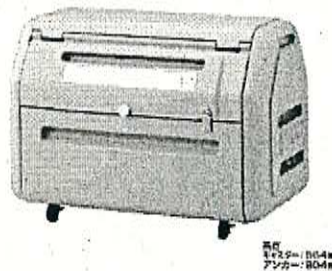
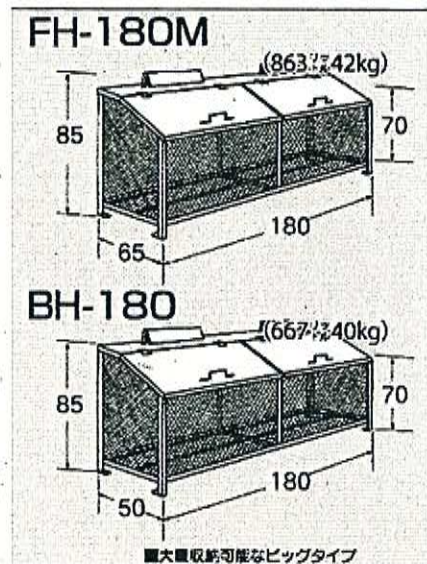
申請は、区長さんでしていただき、申請前に事前協議をお願いします。

形 状		具 体 例	補 助 率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1個あたりの購入、 修繕費の1/2以内	5万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1個所あたり工事費、 修繕費の8/10以内	100万円
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)		

補助金の終期は令和5年3月31日です。

据置式

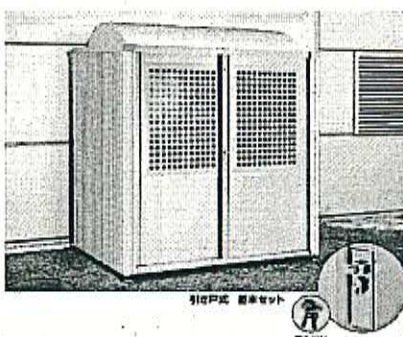
補助対象経費は、購入費、修繕費です。但し、送料は、補助対象外です。



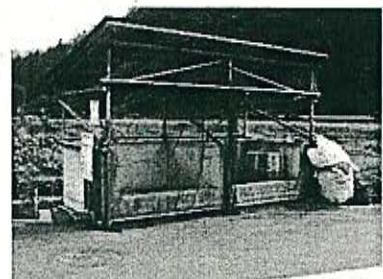
構築式

補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費とし、備品費を除きます。

物置型



一部開放型



通知カード

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 マイナ

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号

平成元年3月31日生 性別 女

交付日 平成27年10月 交付先 〇〇〇〇〇〇

マイナンバーカード

氏名 マイナ

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号

交付先 〇〇〇〇〇〇

交付日 平成27年10月 交付先 〇〇〇〇〇〇

個人番号 1234 5678 9012

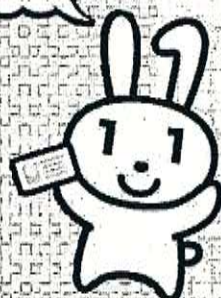
氏名 マイナ

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号

交付先 〇〇〇〇〇〇

交付日 平成27年10月 交付先 〇〇〇〇〇〇

こっちが
マイナンバー
カード!



通知カードは、マイナンバーをお知らせするカードです。
マイナンバーカードを取得するまでの間、
大切に保管してください。

マイナンバーカードは、
顔写真付き!

顔写真付きのマイナンバーカードは
パソコンやスマホから無料で申請できます!



顔写真付きのカードです。
身分証明書になります!

個人番号カード交付申請書を
ご用意ください。

※申請書の再交付は役場でできます。



氏名 マイナ

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号

交付先 〇〇〇〇〇〇

交付日 平成27年10月 交付先 〇〇〇〇〇〇

個人番号 1234 5678 9012

氏名 マイナ

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇〇号

交付先 〇〇〇〇〇〇

交付日 平成27年10月 交付先 〇〇〇〇〇〇

パソコンで



カメラで撮った顔写真をパソコンに保存します。マイナンバーカード総合サイト(WEBSITE)にアクセスし、必要事項を入力して送信します。

スマホで



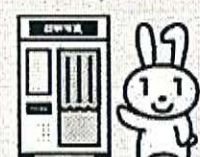
スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードを読み込み、必要事項を入力して送信します。

郵便で



個人番号カード交付申請書に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付け、送付用封筒に入れて郵送します。

まちなかの証明写真機で



個人番号カード交付申請書を写真機で読み込みし、画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を送信します。

役場本庁舎・船岡庁舎・八東庁舎で、無料の顔写真撮影と個人番号カードの交付申請を行うことができます。(印鑑・本人確認書類等が必要です)

令和元年11月29日

各 区 長 様

八 頭 町 建 設 課 長

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、今年も降雪期を迎え、本町としましても主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落内に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪は、地区住民の皆様のご理解をお願いします。

* 除雪車により順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご理解をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

* 作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となり、作業が遅れるなど迷惑になりますので、路上駐車等は絶対しないようご協力をお願いします。

除雪の支障となる場合、除雪しないこともありますので、ご承知願います。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

* 「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

除雪に関する問合せ

八頭町役場建設課

除雪係（TEL 76-0206）

集落向け補助制度一覧表

- | |
|--------------------------------|
| ①八頭町集落公民館等整備事業補助金 |
| ②八頭町集落公民館等解体事業補助金 |
| ③八頭町防犯灯設置補助金 |
| ④八頭町消防施設整備事業補助金 |
| ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給 |
| ⑥八頭町農業用施設整備費補助金 |
| ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給 |
| ⑧-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 |
| ⑨八頭町土木事業原材料支給 |
| ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金 |
| ⑪鳥取県市町村交付金(除雪機購入補助) |
| ⑫八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金 |
| ⑬八頭町カーブミラー設置等補助金 |

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承願います。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金		
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)		
	補助対象事業費	補助対象事業費限度額	補助金
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)若しくは改築に要する経費	60世帯以上の集落	補助対象事業費(補助対象事業費限度額が設定されている場合は当該額)に新築又は取得(改修費含む)に要する経費の場合、31世帯以上は10分の2.5、21世帯以上30世帯未満は10分の3.5、11世帯以上20世帯未満は10分の4、10世帯以下の集落の場合は10分の5、
		2,400万円	
		30世帯以上59世帯以下の集落	
		2,200万円	
	29世帯以下の集落		
		2,000万円	
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築に要する経費	300万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修に要する経費	300万円	
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修を併せて行う場合又は一部改築及び改修を併せて行う場合に要する経費	600万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修に要する経費	300万円	その他の場合は、31世帯以上10分の2、
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設に要する経費	250万円	21世帯から30世帯未満は10分の2.5、11世帯から20世帯未満は10分の3、10世帯以下の集落の場合は10分の4を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額(用地購入費は除く。)
	事業費が10万円以上の広場等の改修に要する経費	250万円	なおの取得の場合は、認可地縁団体による登記を必要とする。また事業費10万円以上のトイレ改修は21世帯以上は10分の4、20世帯以下は10分の5を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額。
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新、又は修繕に要する経費	75万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕に要する経費	75万円	
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修に要する経費	400万円		
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設及び改修に要する経費	400万円		
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板設置に要する経費	10万円	補助対象事業費に10分の5を乗じて得た額	
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 なお、現行の補助率は令和元年度末までとなっております。		

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町集落公民館等解体事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の解体、撤去並びに整地を行う経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助率	補助対象事業費限度額	
	集落公民館等の解体、 撤去並びに整地に要す る経費	60世帯以上の集落	2.5/10	200万円
		31世帯以上59世帯以下の集落	3/10	
		21世帯以上30世帯以下の集落	3.5/10	
		11世帯以上20世帯以下の集落	4/10	
		10世帯以下の集落	5/10	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 ※八頭町集落公民館等整備事業補助金との併用はできません。			

担当課：総務課（76-0201）

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金			
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て) 以内で予算の範囲内の額。			
	○蛍光管の場合			
	区分	補助率	補助金額上限	備 考
	新設	1/2	10,000円/基	
	修繕	1/2	5,000円/基	蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。
	移設	1/2	10,000円/基	
	○LED灯の場合			
	区分	種類	補助金額上限	備 考
	LED灯の新設・移設	県内製造品	15,000円/基	移設は蛍光管を撤去し、別箇所にLED灯を設置する場合
		その他	10,000円/基	〃
	蛍光管からLED灯への取替	県内製造品	9,000円/基	器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合
		その他	6,000円/基	〃
	修繕	1/2	5,000円/基	LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。
	移設	1/2	10,000円/基	LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合
	○防犯灯柱の新設・修繕			
	区分	種類	補助金額上限	備 考
	新設	1/4	16,000円/基	ポール設置費用を補助
	修繕	1/4	9,000円/基	ポール取替等費用を補助
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金					
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。					
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て） 以内で予算の範囲内の額。					
	区分	施設名	補助率	備 考		
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内			
		防火水槽	4/5以内			
		消火栓	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10		補助対象事業費限度額40万円	
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4		補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)	
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円		
		サイレン				
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/3以内		補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)	
		消火栓(移転含む)	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10		補助対象事業費限度額40万円	
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4		補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)	
		防火水槽	9/10以内		補助対象事業費限度額100万円	
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)		
		サイレン				
		発電機			(基準額2万円以上)	
		購入	ホース、管籠、吸管	1/2以内		
			ホース格納箱、水利表示			
			異形媒体、スタンドパイプ			
	簡易水槽				組み立て式で持ち運びが容易なもの	
	発電機				補助対象事業費限度額15万円	
	長机、パイプイス				集落災害対策本部設置用	
	ホワイトボード					
	車椅子、担架、リヤカー				避難用	
	AED		31世帯以上 10分の3 21世帯～30世帯 10分の3.5 11世帯～20世帯 10分の4 10世帯以下 10分の5			
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)					

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の1/2以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、直営施工が必要。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3(ただし、1団体当たり上限2万円 ※電動ガンは除く)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 1団体当たり上限30万円
摘 要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している道路、水路等の法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課管理係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 2円 金属類 1kgあたり 1円 ビン類 1本あたり 1円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0211）

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね4分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。 ※2万円以上の修繕に対し、事業費30万円を上限とし1/3の補助を行います。 (平成31年度より)
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機(除雪幅1.1m程度) 事業限度額1,544千円(地元負担額386,000円) 11PS相当除雪機(除雪幅0.8m程度) 事業限度額712千円(地元負担額178,000円) ※額については参考数値です。
摘 要 (申請手続等)	補助を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です。

担当課：建設課（76-0206）

⑫

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ(災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図)づくりをとおり、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実に図る。
補助金の額 (限度額等)	①災害時要支援者対策促進事業:1集落当たり上限5万円以内(20集落) ②災害時要支援者対策ステップアップ事業:1集落当たり上限10万円以内(3集落)、 但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合(町1/2、社協1/2)
摘 要 (申請手続等)	申し込み先:八頭町社会福祉協議会(6月末まで) 補助対象経費: 報償費(講師謝金など)、旅費(講師旅費) 需用費(支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など) ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費(避難訓練のための傷害保険など) 使用料及び賃借料(研修会、講習会の会場借上など) 備品購入費(要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材)

※上記①事業実施済は、麻生、市場、落岩、福本、西御門、見槻中、西谷、福井、橋本、皆原、新興寺、日田、小別府、茂田、東市場、篠波、郡家中区、郡家西区、新庄、北山、志谷、宮谷、才代二、若葉の24集落です。また上記②事業実施済は、「北山」、「福本」です。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑬

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金			
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新設・修繕	1/2	110,000円/基	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）